

特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク

給与規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク(以下、この法人という。)の職員の給与・賞与等に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 本規程は、職員として採用された者に対して適用する。

(給与等の定義)

第3条 本規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

(給与の構成)

第4条 職員の給与の構成は、次のとおりとする。

(1) 基準内賃金

ア 基本給

イ 管理者手当

(2) 基準外賃金

ア 各種時間外・休日手当(労働基準法第37条による。)

イ 通勤手当(原則、実費弁済とする。)

ウ 特別な手当(個別の労働契約による。)

2 基本給は、本人の経験及び勤続年数を総合的に勘案し、個人別に定める。

(給与の締切日および支払日)

第5条 給与は、毎月25日に締め切って計算し、当月末日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

2 前項の計算期間の途中で採用された職員又は退職した職員については、月額賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(給与の支払方法)

第6条 給与は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、職員の同意を得たときは、その指定する金融機関等の口座への振込みにより給与の支払いを行う。

(賞与)

第7条 賞与は、原則として毎年12月の支給日現在在籍する職員に対し、理事会の承認

を得た上で支給する。

2 支給方法は前条を準用する。

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2021年5月1日から施行する。

改定された規程は、2023年2月15日より施行する。